

令和8年度群馬県子育て支援員研修事業 (地域保育コース・地域子育て支援コース) 委託業務仕様書

1 概要

子ども・子育て支援法に基づく給付又は事業として実施される小規模保育、家庭的保育、一時預かり、利用者支援事業（基本型）、地域子育て支援拠点等の事業については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要である。このため、地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる子育て支援員の資質の確保を図ることを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 委託額

委託額の上限は、3,426,617円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4 委託業務の内容

- (1) 別紙1及び別紙2の計画書に基づき企画・立案をし、事業を円滑に実施する。
- (2) 「令和8年度子育て支援員研修事業」に係る事業実績報告書を作成し、令和9年3月12日までに提出すること（電子データ）。事業実績報告書の内容は次のとおりとする。
 - ① 事業の実施状況についてまとめたもの
※申込者数、受講者数、修了者数等を必ず記入すること
 - ② 実施した研修内容について集計・分析したもの【効果測定】
 - ③ 研修生に対して実施したアンケート調査について集計分析したもの【参加者満足度等】
 - ④ ②及び③の結果をもとに今後の事業改善等についてまとめたもの【検証・反省作業】

5 委託の範囲

- (1) 研修事業の企画立案、広報、募集
- (2) 研修事業の実施
- (3) 事業実績報告書（事業の実施状況、研修内容に関する集計・分析結果、事業に係る収支決算の状況）の作成及び県への報告
- (4) その他、研修事業を円滑に実施するために必要な事務

6 事業費等

- (1) 事業費用（委託料）の算出

事業費（委託料）の算出に当たっては、当該研修事業を実施する上で必要な経費を計上し、提案する。具体的には以下のとおり。

- ・対象経費

当該研修事業に従事する職員の人件費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料（研修会場に限る）等

※委託費には市販のテキスト代は含まない。

(2) 支払方法

事業費用は原則、精算払とする。ただし、実情に応じて前金払も可とする。

なお、会計年度は、契約締結日（又は令和8年4月1日）から令和9年3月31日までとする。

(3) 事業に関する帳簿書類の保管

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を同事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(4) その他

県は、事業の実施状況について、必要があるときは、受託者に対して報告させ、又は職員をして必要な調査をさせることがある。

7 各種感染症対策等について

(1) 研修実施時の注意

必要に応じ、感染症対策に努めること。

(2) オンラインの活用

感染状況等により、オンラインでの講義も可能とする。

(3) 見学実習

地域保育コースの見学実習は、感染状況等により、講義、演習等による代替措置も可能とする。

(4) 研修の中止等

感染状況等により、県が研修開催予定日の14日前までに中止又は延期を判断する。

なお、中止の判断をするまでに要した経費及び中止に伴い発生する経費については、県と協議の上、請求すること。

8 個人情報の取扱い

本研修事業によって知り得た個人情報については、関係法令等の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めること。

9 その他事項

(1) 再委託

本件委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

(2) 仕様変更

本事業の受託者はやむを得ない事情等により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

(3) 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。

(4) その他

① 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。

② 採用になった企画提案は、必要に応じて一部変更する場合がある。

(別紙1)

「令和8年度群馬県子育て支援員研修事業（地域保育コース）」計画書

1 概要

研修の実施については、令和7年4月1日こ成環第88号、こ支家第98号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長連名通知「子育て支援員研修事業の実施について」及び令和6年3月30日こども家庭庁成育局成育環境課事務連絡「子育て支援員研修の研修内容等の留意点について」に基づく。本研修を修了した者を「子育て支援員」として認定する。

2 対象者

以下(1)～(4)に該当する者

(1) 以下の事業を実施している群馬県内の施設において、保育に従事している者（従事予定も含む）

※対象事業

- ①小規模保育事業、②家庭的保育事業、③事業所内保育事業、④一時預かり事業、⑤乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

(2) 本研修の修了後に群馬県内の保育施設でみなし保育士として勤務することを予定している者

(3) 群馬県内の認可外保育施設に勤務している者及び居宅訪問型保育事業に従事している者のうち、研修を希望する者

(4) 群馬県内の施設で保育に従事する希望のある者（対象事業は上記※と同じ）

3 研修の実施期日及び会場

(1) 実施期間は令和8年10月から令和9年1月末までの間で、より早期に実施すること。

(2) 会場は群馬県内とし、参加者の利便性に配慮すること。

4 研修内容（具体的な内容や時間は上記通知「子育て支援員研修事業の実施について」に準ずる）

研修区分	研修科目	実施回数
(1) 基本研修(地域子育て支援コースの基本研修と併せて実施も可) 【8科目・8時間】 対象：対象者全員	○子ども・子育てに関する制度や社会状況における子育て支援事業の役割を捉えるための科目 ○支援の意味や役割を理解するための科目 ○特別な支援を必要とする家庭を理解するための科目	1回以上
(2) 地域保育コース共通研修 【12科目15.5時間程度】 対象：対象者全員	○地域保育の基礎を理解するための科目 ○地域保育の実際を理解するための科目 ○研修を進める上で必要な科目	1回以上
(3-1) 地域型保育専門研修 【6科目6.5時間程度】 対象：地域型保育従事者	○地域型保育の基礎・保育内容・運営 ○地域型保育における保護者への対応 ○地域型保育における見学実習（2日以上）	1回以上
(3-2) 一時預かり事業専門研修 【6科目6.5時間程度】 対象：一時預かり事業従事者	○一時預かり事業の基礎・保育内容・運営 ○一時預かり事業における保護者への対応 ○一時預かり事業における見学実習（2日以上）	1回以上

(3-3) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）専門研修 【6科目6. 5時間程度】 対象：乳児等通園支援事業従事者	○乳児等通園支援事業の基礎・保育内容・運営 ○乳児等通園支援事業における保護者への対応 ○乳児等通園支援事業における見学実習（2日以上）	1回以上
--	--	------

(1)、(2)と併せて(3)のいずれか一つを合わせて受講することが必須であり、(1)又は(2)、(3)のみの受講は認めない。ただし、前年度以前に群馬県実施の子育て支援員研修（地域保育コース・地域子育て支援コースのどちらでも可）を受講した者は、(1)基本研修など、受講済みの科目は受講を免除することができる（修了証の写しを提出すること）。

5 研修定員

研修区分	研修定員
(1) 基本研修 (地域子育て支援コースの基本研修と併せて実施する場合)	50名 (100名)
(2) 地域保育コース共通研修	50名
(3-1) 地域型保育専門研修	30名
(3-2) 一時預かり事業専門研修	20名
(3-3) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）事業専門研修	20名

※いずれかのコースで研修定員を上回る申込があった場合でも、全コースの申込者が100名以下の場合、受講を認めるものとする。（全コースの申込者が100名を上回る場合でも、適切に研修を実施できる範囲内で、定員を上回る受講者の受入れに努めるものとする。）

6 研修実施上の留意事項

- (1) 実施会場の入所定員等により、募集時に参加人数をあらかじめ定めることは可とする。
- (2) 参加者負担金を徴する場合は、昼食代・教材費等の実費相当とし必要最小限な内容に限る。
※委託費には市販のテキスト代は含まない。
- (3) 研修期間中において、特定商品の宣伝又は斡旋、情報の収集等営業活動に類する行為は禁止する。

(別紙2)

「令和8年度群馬県子育て支援員研修事業（地域子育て支援コース）」計画書

1 概要

研修の実施については、令和7年4月1日こ成環第88号、こ支家第98号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長連名通知「子育て支援員研修事業の実施について」及び令和6年3月30日こども家庭庁成育局長成育環境課事務連絡「子育て支援員研修の研修内容等の留意点について」に基づく。本研修を修了した者を「子育て支援員」として認定する。

2 対象者

次のいずれかに該当する者。ただし、受講者選定の優先順位は（1）を上位とする。

- (1) 群馬県内の施設で利用者支援事業または地域子育て支援拠点事業に従事している者(従事予定も含む)
- (2) 群馬県内の施設で利用者支援事業または地域子育て支援拠点事業に従事する希望のある者

3 研修の実施期間、会場及び定員

- (1) 実施期間は令和8年10月から令和9年1月末までの間で、より早期に実施すること。
- (2) 会場は群馬県内とし、参加者の利便性に配慮すること。

4 研修内容（具体的な内容や時間は上記通知「子育て支援員研修事業の実施について」に準ずる）

研修区分	研修科目	実施回数
(1) 基本研修(地域保育コースの基本研修と併せて実施も可) 【8科目・8時間】 対象：対象者全員	○子ども・子育てに関する制度や社会状況における子育て支援事業の役割を捉えるための科目 ○支援の意味や役割を理解するための科目 ○特別な支援を必要とする家庭を理解するための科目	1回以上
(2-1) 利用者支援事業（基本型）研修 【9科目24時間程度】 対象：利用者支援事業(基本型)従事者、従事希望者	○地域資源の把握・概要・見学 ○利用者支援事業の概要 ○利用者支援専門員に求められる基本的姿勢と倫理 ○記録の取扱い ○事例分析Ⅰ～ジェノグラムとエコマップを活用したアセスメント～ ○事例分析Ⅱ～社会資源の活用とコーディネーション～	1回以上
(2-2) 地域子育て支援拠点事業研修 【6科目6時間程度】 対象：地域子育て支援拠点事業従事者、従事希望者	○地域子育て支援拠点事業の全体像の理解・活動 ○利用者の理解 ○講習等の企画づくり ○地域資源の連携づくりと促進	1回以上

(1) 及び (2) のいずれか一つを合わせて受講することが必須であり、(1) 又は (2) のみの受講は認めない。ただし、前年度以前に群馬県実施の子育て支援員研修（地域保育コース・地域子育て支援コースのどちらでも可）を受講した者は、(1) 基本研修など、受講済みの科目は受講を免除することができる（修了証の写しを提出すること）。

5 研修定員

研修区分	研修定員
(1) 基本研修 (地域保育コースの基本研修と併せて実施する場合)	50名 (100名)
(2-1) 利用者支援事業(基本型)研修	10名
(2-2) 地域子育て支援拠点事業研修	40名

※いずれかのコースで研修定員を上回る申込があった場合でも、全コースの申込者が100名以下の場合、受講を認めるものとする。(全コースの申込者が100名を上回る場合でも、適切に研修を実施できる範囲内で、定員を上回る受講者の受入に努めるものとする。)

6 研修実施上の留意事項

- (1) 実施会場の入所定員等により、募集時に参加人数をあらかじめ定めることは可とする。
- (2) 参加者負担金を徴する場合は、昼食代・教材費等の実費相当とし必要最小限な内容に限る。
※委託費には市販のテキスト代は含まない。
- (3) 研修期間中において、特定商品の宣伝又は斡旋、情報の収集等営業活動に類する行為は禁止する。